



マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第 629 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 50 秒です。

今回のテーマ： グローバル・ミニマム課税導入における会計処理への影響

令和 5 年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税に対応する法人税が創設され、これらを含む税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 3 号））が 2023 年 3 月 28 日に成立しました。

グローバル・ミニマム課税の概要

グローバル・ミニマム課税は、デジタル課税第 2 の柱として 2021 年 12 月に経済協力開発機構（OECD）によりモデルルールが公表され、2022 年 3 月にそのコメントリーが公表されました。2022 年 12 月には EU 指令案が承認され、各国での法案化が進んでいます。冒頭の日本での令和 5 年度の税制改正の内容もこうした各国の動きに沿うものであります。グローバル・ミニマム課税は多国籍企業による過度な節税競争や、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、日本企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものと考えられることから、日本は積極的に導入を押し進め先進国で先頭を切って国内法における法制化を決めました。

適用対象法人は、連結総収入金額が 7.5 億ユーロ（約 1,100 億円）以上の多国籍企業グループとなります。該当する多国籍企業グループは、子会社が所在する国ごとの実効税率を算定し、実効税率が 15%に満たない場合、15%までの差額を最終親会社が納税することになります。適用時期は 2024 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度となります。3 月決算法人の場合ですとその適用は 2025 年 3 月期以降となります。

グローバル・ミニマム課税に対応する税効果会計の適用

企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第 44 項では、繰延税金資産及び繰延税金負債の額は決算日において国会で成立している税法に規定されている方法に基づき将来の会計期間における減額税金又は増額税金の見積額を計算することとしています。これによりますと 3 月決算法人の場合、グローバル・ミニマム課税を前提とした税効果会計の適用については 2023 年 3 月期の決算から検討対象となります。

このため、企業会期基準委員会(ASBJ)は 2023 年 3 月 31 日に、実務対応報告 44 号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」を公表しました。本実務対応報告では、グローバル・ミニマム課税を前提とした税効果会計の対応は実務上困難であると考えられることから、税効果会計の適用にあたっては、当面の間、グローバル・ミニマム課税制度の影響を一律して反映しないこととする特例的な取扱いが定められました。

IFRS における検討状況

国際会計基準審議会(IASB)は、2023 年 4 月 11 日に「International Tax Reform – Pillar Two Model Rules (Proposed amendments to IAS 12)」を決定しました。OECD が公表したモデルルールの適用から生じる繰延税金資産及び繰延税金負債の会計処理については一時的な例外として不要とするものの、事業を行っている国・地域のうち第 2 の柱の法案が成立している国・地域については、平均実効税率が 15%未満となる国・地域の情報を開示することなど、一定の開示要請が挙げられています。

お見逃しなく！

子会社等ごとの実効税率の算定の基となる子会社等ごとの所得は、その国に所在する各子会社等の連結財務諸表の作成に使用する会計上の当期利益に、一定の調整を加えたものとなります。各子会社等の財務諸表が適正な会計基準に基づいて作成されているか、また必要となる詳細情報をタイムリーに入手することが可能か、事前の検討が重要と考えられます。